業務委託契約約款

（総　則）

第１条　発注者と受注者は、山陽小野田市水処理センター及びポンプ場維持管理業務委託（以下「業務」という。）　について業務委託契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の山陽小野田市水処理センター及びポンプ場維持管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）、関係法令に従いこれを履行しなければならない。

（業務期間及び業務準備期間）

第２条　契約期間は、業務の契約締結日から令和１０年３月３１日までとする。

２　業務履行期間は、仕様書に記載された対象施設について、令和７年４月１日（以下「業務開始日」という。）0 時 00 分より令和１０年３月３１日（以下「業務期間満了日」という。）24 時 00 分までとする。

３　業務の契約締結日から業務開始日の前日までを業務準備及び引継ぎのための期間（以下「業務準備期間」という。）とし、受注者の費用により、業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。

４　令和１０年１月１日から令和１０年３月３１日までの期間については、次の受注者への引継ぎ期間とし、引継ぎに協力するものとする。ただし、前契約者と同者が契約となった場合は、この限りでない。

（業務実施計画書）

第３条　受注者は、業務開始日の１４日前までに、その費用により、業務実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。業務実施計画書には仕様書に記載された事項を記載しなければならない。

２　受注者は、業務実施計画書に基づき業務を実施するものとする。発注者が、業務実施計画書に基づき業務が行われていないおそれがあると判断した場合、発注者は受注者に説明を求めるものとする。その結果、発注者が、業務実施計画書に基づき業務が行われていないと認めた場合、発注者は受注者に是正（事業実施計画書の変更を含む）を求めることができる。

３　受注者が業務実施計画書の変更を希望する場合、受注者は、変更の１４日前までに変更理由および変更内容を発注者に提出するものとする。

（書面主義）

第４条　この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内

容を書面に記録するものとする。

（資格者の確保）

第５条　受注者は、法令上定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

２　前項の担当者を選任したときは、７日以内に発注者に報告するものとする。なお、変更があった場合も、変更のあった日から７日以内に変更の報告を行うものとする。

（秘密の保持）

第６条　受注者は、契約の履行またはその他の方法で知り得た事項につき、これを他に漏らしてはならない。

（水処理センター流入基準）

第７条　発注者は、水処理センター流入水の水量及び水質が、仕様書の水処理センター流入基準を満たすよう、下水道管理者として可能な限りの努力を行うものとする。

（水処理センター流入水の処理）

第８条　受注者は、水処理センター流入水を法定排水基準及び仕様書に定める要求基準に適合させて放流する義務を負うものとする。

２　前条の流入基準を満たしている場合において、前項の放流水が法定排水基準または仕様書に定める要求基準を超えたとき（以下「性能未達成」という。）は、発注者は、性能未達成の内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。この場合において、受注者は、改善計画書の提出を命じられてから 7 日以内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。

３　受注者は、前項の確認を受けた改善計画書に従い、要求達成に努める義務を負うものとする。

４　受注者は、本条第２項の改善計画書に従い放流水が法定排水基準または仕様書に定める要求基準を達成した場合は、速やかに発注者へ報告し、発注者はこれを確認するものとする。

（水処理センター流入基準を満たさない場合）

第９条　水処理センター流入水が第７条の水処理センター流入基準を満たさなかった場合であっても、過去の実績から想定範囲内かつ対応可能な流入水であるときは、第８条の規定を準用する。

２　流入基準未達成が前項以外の場合は、放流水が法定排水基準及び要求基準を満たせなくとも、受注者は責任を負わないものとする。ただし、受注者が本条第３項に違反した場合又は受注者に故意又は過失がある場合は、この限りでない。

３　前項の場合において、受注者は、法定排水基準及び要求基準を満たすことができるよう努めるものとする。

４　本条第２項を適用する場合、受注者は、性能未達成の原因が、本条第１項に該当しない客観的根拠を示さなければならない。

（損害経費の負担）

第 10 条　業務の履行に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責に帰する事由による場合は、この限りでない。

2　天災地変等の不可抗力により発生した損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。受注者は、同様の事由で業務履行の継続が不能な場合、もしくは一時的に業務履行の中断が発生した場合の責は負わないものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 11 条　受注者は、この契約で生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継してはならない。

（業務の再委託）

第 12 条　受注者は、業務の全部または大部分を一括して第三者に再委託してはならない。

2　受注者は、事前に書面による発注者の承諾を得て、業務の一部を第三者に請け負わせることができる。

（監督職員）

第 13 条　発注者は、監督職員を置いたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2　監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 業務の履行について受注者に対する指示、承諾または協議

(2) この約款及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3　発注者は、２人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　この約款に定める指示等は、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（業務の内容もしくは委託期間の変更または業務の中止）

第 14 条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、書面をもって業務の内容もしくは委託期間の変更または業務の全部もしくは一部の中止をさせることができる。この場合において、必要があると認められるときは、発注者は委託期間若しくは委託料の額を変更しなければならない。

２　発注者または受注者が契約内容の一部を変更しようとするときは、１か月前までに相手方に申し出て双方協議のうえ決定するものとする。

（検査及び監視）

第15条　受注者は、各月の業務を完了したときは、当該業務完了の日から７日以内に当該月に係る月次業務実績報告書を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による月次業務実績報告書を受理したときは、受理した日から起算して１０日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、当該業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、当該業務が完了検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該修補の完了を当該業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて適用する。

４　受注者は、前項の修補を、検査対象月の翌月末までに完了させなければならない。

５　発注者は、受注者の業務遂行状況について調査を行うために適宜受注者に質問し説明を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

６　発注者は、受注者の業務遂行状況について監視を行うために、発注者の費用により設備の稼動状況の確認、水質分析等ができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

（委託料の支払い）

第16条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、委託料の月額を請求するものとする。

２　発注者は、前項の適法な委託料の支払い請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に支払うものとする。

（委託料の額の減額）

第17条　受注者の責により仕様書に定める要求基準未達成の場合は、委託料の額を減額できるものとする。この場合において減額する金額は次のとおりとする。

$A_1 \div B_1 \times C_1$

A_1：水処理運転管理または汚泥脱水機運転管理もしくは両者に係る委託料の額

B_1：業務開始日から業務満了日までの日数

C_1：性能未達成の日数

２　第１５条第４項に規定する期間内に検査に合格しなかった場合は、委託料の額を減額できるものとする。この場合において減額する金額は、次のとおりとする。

$A_2 \div B_2 \times C_2$

A_2：検査対象となる月の月額委託料の額

B_2：検査対象となる月の日数

C_2：検査対象となる月の翌々月の１日から検査合格日までの日数。ただし、上限値はB_2とする。

（責任範囲）

第18条 発注者及び受注者の責任範囲については、別紙に従うものとする。

（契約の解除）

第19条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第６条に違反したとき。

(2) 第１１条に違反したとき。

(3) 第１２条に違反したとき。

(4) 関係法令及び規則等に違反したとき。ただし、その違反の原因が発注者の責によるものと客観的に判断される場合は、この限りではない。

(5) 業務の履行において、受注者による虚偽報告があったとき。

(6) 受注者の責に帰する理由により、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(7) 業務開始日の前日までに第２条第２項の業務開始のための準備及び引継ぎが完了しないとき。

(8) 第２０条による改善を命じられたにも関わらず、改善がなされないとき。

(9) 前各号のほか、この契約事項に違反したとき。

(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下のこの号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2　契約を解除した場合は、発注者は違約金として委託料の１００分の１０に相当する金額を徴収するものとする。ただし、履行済み業務に対応する金額は違約金算出に算入しないものとする。

3　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 発注者が委託料の支払いを２か月以上遅延したとき。

(2) 受注者の責に帰さない事由により業務の遂行が不可能となったとき。

4　前項により契約が解除された場合には、受注者は発注者に対して、これにより生じた損害（逸失利益を除く。）を請求することができる。

（改善命令等）

第 20 条　発注者は、第１９条第１項の(1)から(7)及び(9)に該当するおそれがあると認めるときは、受注者に対し、期限を定めて業務の改善を勧告または命じることができる。

2　受注者は、前項による改善を勧告または命じられてから７日以内に改善計画書を発注者に提出し承諾を受けるものとする。

3　受注者は、前項の承諾を受けた改善計画書に従い、改善達成に努める義務を負うものとする。

（疑義の解決）

第 21 条　この約款に定めのない事項または契約事項に疑義が生じたときは、関係法令によるほか、必要に応じて発注者、受注者協議のうえ解決する。

別紙　責任範囲（第１８条関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">段階</th><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr>
<tr><th>発注者</th><th>受注者</th></tr>
<tr><td rowspan="30">共通</td><td>要領説明書リスク</td><td>要領説明書の誤り、内容の変更に関するもの等</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>入札コスト</td><td>入札費用に関するもの</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>内容変更リスク</td><td>本委託の業務範囲の縮小、拡大等</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">契約締結リスク</td><td>発注者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>受注者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法令等の変更リスク</td><td>本委託に直接関係する法令等の変更</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">税制の変更リスク</td><td>本委託に関する新税の成立や税率の変更</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>法人に課させる税金のうちその利益に課されるものの税制度の変更</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第三者賠償リスク</td><td>受注者が行う業務に起因する事故、受注者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>受注者の委託範囲において、業務段階における浸水、騒音、振動、悪臭等による場合</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民問題リスク</td><td>本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動又は訴訟</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事故の発生リスク</td><td>受注者の責めによる事故の発生</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>上記以外（不可抗力）等による事故の発生</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">環境保全リスク</td><td>受注者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">委託業務中止・延期に関するリスク</td><td>発注者の指示及び債務不履行によるもの</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>受注者の業務放棄、破綻によるもの</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>物価・金利変動リスク</td><td>委託期間のインフレ・デフレによる経費の増減</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>不可抗力リスク</td><td>天災、暴動等による委託業務の変更、中止又は延期</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>許認可リスク</td><td>委託業務の実施に関して受注者が取得するべき許認可の遅延</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>移管手続きリスク</td><td>業務期間の終了に伴う業務の移管に係る諸費用の発生</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="15">運転・維持管理</td><td>計画変更リスク</td><td>委託業務内容・用途の変更に関するもの</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>下水の水量変動リスク</td><td>水量の変動に伴う委託費の増減</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">下水の水質、汚泥含水率変動リスク</td><td>流入水による場合かやむを得ない場合による経費の増加</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>上記以外の経費の増加</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経費上昇リスク</td><td>受注者の責めによる要因で増大する経費</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>上記以外によるもの</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">物品の盗難・紛失リスク</td><td>受注者の管理の不手際による物品の盗難又は紛失</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>上記以外によるもの</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">突発修繕費の増大リスク</td><td>受注者の責めによる修繕費の増大</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>上記以外によるもの</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">施設損傷のリスク</td><td>施設の劣化に対して受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>発注者の責めにより施設が損傷した場合</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

上記以外については、双方協議して定める。